

新婚世帯の引越し費用などを補助します！

問 伊奈庁舎地域推進課（内線1303）

新たに婚姻した世帯を対象に、住宅取得、リフォーム工事、賃借、引越し費用について補助金を交付します。補助対象要件や申請書・添付書類などの詳細は、市ホームページでご確認いただくか、地域推進課までお問い合わせください。



- ▶対象：令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に婚姻し、市内に居住する夫婦の合計所得が400万円未満で婚姻時の夫婦の年齢がともに39歳以下の新婚世帯
- ▶補助金の額：20万円
- ※1世帯あたりの補助上限額。1,000円未満は切り捨て
- ▶申請期限：令和5年3月31日(金)
- ※予算の枠を超えた場合は終了となります。
- ※申請の際は事前にご相談ください。
- ▶補助対象経費
 - 住宅取得費用
 - 住宅のリフォーム工事費用
 - 住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など）
- ※賃料・共益費は最大3カ月分までを限度とします
- 引越し費用（引越し業者または運送業者への支払いにかかわる実費）



この記事はインターンに来てくれた伊奈高生がレイアウトしました！インターンについては8ページへ♪

広報つくばみらいアンケートにご協力ください！ No.199

問 伊奈庁舎秘書広報課（内線1105）

▶回答方法：以下の2種類の回答方法があります。

- ①市ホームページ上のメールフォーム
- ②回収ボックスへのアンケート用紙の投函



メールフォーム
はこちら

※この回答部分を切り取って投函してください。

▶回収ボックス設置場所：伊奈庁舎、谷和原庁舎、みらい平市民センター、図書館（本館）、伊奈公民館、コミュニティセンター（小絹・谷井田・板橋・みらい平）、きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館、ボランティア市民活動センター（保健福祉センター内）

1 あなたの年齢を教えてください。

- 10代以下 20代 30代 40代
50代 60代 70代以上

2 あなたの居住地（町名）を教えてください。（例：小張、筒戸 など）

()

問 つくばみらい市役所（代表） ☎0297 - 58 - 2111

暮らしのQ&A



問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階） ☎0297 - 25 - 3288

[今月のテーマ] 海産物の電話勧誘販売



昨日、海産物業者から電話があり、「コロナの影響で商品が売れない。支援してほしい」と言われ承けてしまいました。止めることはできますか。(70代女性)



同情心につけ込む電話勧誘に注意

電話をかけてくる事業者の中には、この例のように「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などと、消費者の同情心につけ込むものや、「以前、購入してもらったことがある」などと嘘を言い、消費者がすぐに断れないようにして勧誘するものなどがあります。

事業者からの電話勧誘で契約した場合は、「特定商取引法」により、クーリング・オフが可能です。この法律に定める書面を受け取った日から8日以内に、ハガキやメールなどでクーリング・オフ通知を発信すれば、契約を解除することができます。もし、事業者の電話番号が分かっていたら、連絡をして解約を伝えておきましょう。

商品が届いてしまった場合には、配送業者に事情を説明して事業者名・住所などを控えさせてもらい、受取り拒否をしたうえでクーリング・オフ通知を発信してください。